

# 令和8年度 教育後援会総会

## 【教育後援会総会資料】

- (1) 令和7年度事業報告
- (2) 令和8年度事業計画（案）
- (3) 今までの主な事業
- (4) 教育後援会 会則



## 令和7年度 事業報告

	事業内容
5月	○教育後援会総会【2日】※書面での開催
7月	○第1回役員・幹事会【8日】
11月	すがおフェス協力（昔あそび）【8日】
12月	○第2回役員・幹事会【11日】
1月	○1年生昔あそびの協力【22日】
3月	○会計監査【26日】 ○第3回役員・幹事会【26日】

## 令和8年度事業計画（案）

学 期	事業計画
前 期	◇教育後援会総会【6月8日】※書面での開催 ◇第1回役員・幹事会【7月7日】
後 期	◇すがおフェス協力【11月7日（土）】 ◇第2回役員会・幹事会（12月） ◇役員選考委員会 ◇1年生の昔あそび協力 ◇会計監査 ◇第3回役員会・幹事会（3月）

## 今までの主な事業 (昭和57年以降)

年 度	主 な 事 業 内 容	金 額
昭和57年度	天体望遠鏡	230,000円
昭和58年度	天文台工事	250,000円
昭和59年度	気象観測用百葉箱	290,000円
昭和60年度	花壇フェンス	250,000円
昭和61年度	綱引き用縄, 塵焼却炉内金	178,000円
昭和62年度	塵焼却炉残金	240,000円
昭和63年度	和太鼓	215,000円
平成1年度	花壇石垣	200,000円
平成2年度	鈴割り用支柱・花壇石垣	150,000円
平成3年度	百葉箱	190,000円
平成4年度	百葉箱	169,153円
平成5年度	砂場の砂・気象観測機一式	170,000円
平成6年度	プランター・地中温度計・気圧計	138,617円
平成7年度	砂場の砂・生ごみ処理容器	156,327円
平成8年度	堆肥作り資材・プランター・樹木札	70,382円
平成9年度	パソコンプリンター2台	133,600円
平成10年度	掲示板	128,730円
平成11年度	優勝カップ・一輪車(ねこ)2台, 花代	35,910円
平成12年度	移動式バックネット	51,390円
平成13年度	デジタルピアノ	80,850円
平成14年度	ふるさと館に畳	63,315円
平成15年度	紙折り機	80,000円
平成16年度	子ども文庫本(わくわく文庫)	79,958円
平成17年度	子ども文庫本(わくわく文庫)	69,930円
平成18年度	樹木用名札・本箱・すがちゃん池修理	80,000円
平成19年度	子ども文庫本(わくわく文庫)	80,000円
平成20年度	紅白幕(2枚)	57,960円
平成21年度	紅白幕(2枚)	57,960円
平成22年度	紅白幕(1枚)・子ども文庫本(図書室)	64,840円
平成23年度	児童給食用お箸	69,986円
平成24年度	児童給食用お箸・体育館暗幕2枚	66,255円
平成25年度	学習用図書(図鑑・地図)	68,040円
平成26年度	昇降口用土砂落としマット3枚	64,800円
平成27年度	給食用食器	70,000円
平成28年度	書画カメラ	69,984円
平成29年度	長机	70,090円
平成30年度	防犯パトロール用ビブス	71,280円

令和元年度	次年度へ繰り越し	
令和2年度	次年度へ繰り越し	
令和3年度	次年度へ繰り越し	
令和4年度	砂場シート・砂場シート用ウエイト	80,000円
令和5年度	次年度へ繰り越し	
令和6年度	次年度へ繰り越し	
令和7年度	次年度へ繰り越し	

今後とも教育後援会活動に、ご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

# 川崎市立菅生小学校 教育後援会 会則

第1条（名称）：本会は、『川崎市立菅生小学校教育後援会』と称し、事務局は菅生小学校に置く。

第2条（目的）：本会は、川崎市立菅生小学校の教育を援助し、教育施設、備品などの充実拡充を図り、児童教育の向上に資するを以て、目的とする。

第3条（事業）：本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1, 教育施設、備品の設備充実に関する事項
- 2, 児童、教員の福祉厚生に関する事項
- 3, 教育内容充実に関する事項
- 4, その他、本会の目的達成に必要な事項

第4条（会員）：本会は、第2条の趣旨に賛同する、次の会員を以て組織する。

◆本校児童の保護者またはこれに代わるべき者、及び本会に賛同する者。

第5条（役員）：本会は、次の役員を置く。

◆会 長(1名)    ◆副会長(若干名)    ◆書 記(若干名)    ◆会 計(若干名)

第6条（監査）：本会は、会計監査のため監査委員を若干名置く。

第7条（任期）：役員・会計監査の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

第8条（任務）：役員・会計監査の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はこれを代行する。
3. 書記は、諸会合の通知、議事等の記録にあたる。
4. 会計は、本会の会計事務を処理する。
5. 監査委員は、会計の監査にあたる。

第10条：(顧問・相談役・幹事)：本会には、顧問及び相談役並びに幹事を置くことができる。

- 1, 顧問・相談役・幹事は、役員会の議決により会長が委嘱する。
- 2, 顧問・相談役・幹事は会長の諮問に応ずる。
- 3, 学校長及びPTA会長は、常任顧問として、役員運営委員会を除く諸会議に列席し、意見を申し述べるができる。
- 4, 幹事は、事業運営にあたる。

第11条(選出)：役員及び会計監査委員の選出は、次の通りとする。

1. 会長・副会長・書記・会計・会計監査は、選考委員会において候補者を推薦し、年度始の総会で承認を得る。
2. 選考委員会は、幹事・相談役により構成する。
3. 書記及び会計2名、学校職員より学校長の推薦により選出する。

第12条(機関)：本会に次の機関を置き、運営を図る。

1. 総会：総会は毎年、年度始めに行い、役員改選並びに会議及び決算の報告、予算の審議等にあたる。その他、重要案件の承認を求める必要のある時は、臨時総会を開くことができる。定期総会及び臨時総会は、会長がこれを招集する。但し、役員会の議決による要求があった場合にも、会長はこれを招集しなければならない。総会の議決は出席者の過半数の同意を得て成立する。
2. 役員会：役員会は重要事項を審議し、会の運営にあたる。役員会は必要に応じて会長がこれを招集する。但し、役員者の過半数が要求した場合も会長はこれを招集しなければならない。役員会の議決は出席者の過半数の同意を得て成立する。

第13条(会計)：本会の経費は、次の収入を以てこれに充てる。

1. 寄付金
2. その他

◆本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条(慶弔)：上記規定にない慶弔費で、必要が生じた時は、役員会で決定することができる。

第15条(改正)：本会則の改正は、総会において出席者の過半数の承認を得なければならない。

第16条(付則)：本会則は、昭和42年4月1日からこれを施行する。

- ◆昭和61年4月1日一部改正
- ◆平成13年4月1日一部改正
- ◆平成14年5月14日一部改正
- ◆平成16年5月7日一部改正
- ◆平成17年5月6日一部改正
- ◆平成18年5月10日一部改正
- ◆令和3年7月12日一部改正
- ◆令和4年5月6日一部改正
- ◆令和6年5月2日一部改正
- ◆令和7年5月2日一部改訂